

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 家畜伝染病予防法の一部改正による豚コレラの名称の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表第45関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1から別表第44まで 省略				別表第1から別表第44まで 省略			
別表第45				別表第45			
家畜伝染病予防法に基づく事務手数料				家畜伝染病予防法に基づく事務手数料			
区		分		金		額	
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 法第6条第1項の 規定に基づく家畜に対 する注射、薬浴または 投薬の手数料		豚	豚コレラ予防注射	1頭1回につき		200円	
(3) 省略				(3) 省略			
以下省略				以下省略			